

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第17条の規定により会員について定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、次の各号のいずれかに該当するもので、本会の趣旨に賛同し入会した者を会員とし、次の区分による。

(1) 一般会員（賛助会員以外の個人）

(2) 賛助会員（平戸市社会福祉協議会役員、評議員、職員、公私社会福祉事業従事者、学識経験者及びその他個人）

(3) 団体会員（社会福祉関係機関、団体及び施設等）

(4) 特別会員（会社並びに事業所等）

(広報)

第3条 本会は、全ての会員に対して、会務、活動等の情報を提供するように努めるものとする。

(入会)

第4条 本会は、入会申込みがなされたときは、会員名簿に登録するものとする。

(退会)

第5条 会員は、次の場合は退会したものとする。

(1) 本会から退会の申出があったとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき

(除名)

第6条 会員で本会の名誉を傷つけ、又は本会の主旨目的に反する行動があったときは、理事会の同意を得て除名することができる。

(会費)

第7条 会員の会費額は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 年額 300円以上

(2) 賛助会員 年額 1,000円以上

(3) 団体会員 一口 年額 3,000円以上

(4) 特別会員 一口 年額 3,000円以上

(会費の納期)

第8条 会費は当該年度末までに納付するものとする。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。